

弁護士報酬の概要

〔注〕以下は、日本弁護士連合会報酬等標準規程に基づくもので、各弁護士会により多少異なる場合があります。なお、消費税は含まれていません。

I 法律相談その他

1. 法律相談 (電話による相談を含む)	初回市民法律相談料	30分ごとに5,000円から1万円の範囲内の一定額
	一般法律相談料	30分ごとに5,000円以上2万5,000円以下

2. 書類作成手数料

(1) 契約書など	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	経済的な利益の額が ・300万円以下の場合 10万円 ・300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 ・3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+20万円 ・3億円以上の場合 0.1%+80万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
(2) 内容証明郵便作成	弁護士名の基本表示なし		1万円から3万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の基本表示あり		3万円から5万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
(3) 遺言書作成	定型		10万円から20万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
	非定型	基本	経済的な利益の額が ・300万円以下の場合 20万円 ・300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円 ・3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+30万円 ・3億円以上の場合 0.1%+80万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合	

3. 顧問	顧問料(1) 事業者	月額5万円以上
	顧問料(2) 非事業者	年額0万円(月額5,000円)

4. 日当	半日	3万円以上5万円以下
	一日	5万円以上10万円以下

II 民事事件

5. 訴訟・非訟・家事審判・行政審判・仲裁

着手金 事件の対象の経済的利益の価額に応じて算定する（下記の表参照）。
*最低額 10万円

報酬金 事件処理に費した経済的利益の価額に応じて算定する（下記の表参照）。

手数料 事案簡明な甲類家事審判は、5～15万円の手数料のみとすることがある。

■ 民事訴訟事件等の報酬－簡易な算定方式

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	0% + 138万円
3億円以上の場合	2% + 369万円	4% + 738万円

<備考> 着手金、報酬金は事件の内容により30%の範囲で増減する。
<注> 着手金は最低10万円

6. 調停・裁判外事件の和解交渉

着手金 5に準じる。

報酬金 5に準じる。

*着手金の最低額 10万円

*調停等不調後引続き訴訟等受任するときの着手金は5の2分の1

7. 仮差押・仮処分

着手金 (1) 通常の場合 5の2分の1

着手金 (2) 審尋または口頭弁論を要するとき 5の3分の2
*最低額 10万円

報酬金 (1) 重大または複雑な事件 5の4分の1

報酬金 (2) 審尋または口頭弁論を経たとき 5の3分の1

報酬金 (3) 仮差押・仮処分で本審の目的を達したとき 5に準じる。

8. 倒産

着手金 (1) 事業者の自己破産申立 50万円以上

着手金 (2) 非事業者の自己破産申立 20万円以上

着手金 (3) 自己破産以外の破産事件 50万円以上

着手金 (4) 事業者の和議申立 100万円以上

着手金 (5) 非事業者の和議申立 30万円以上

着手金 (6) 会社整理申立 100万円以上

着手金 (7) 特別清算申立 100万円以上

着手金 (8) 会社更生申立 200万円以上

報酬金 (1)～(8) 5に準じる。

(1)(2) 社員貸付を受けたときに限り報酬金を請求できることになる。

9. 任意整理

着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額
(1) 事案者の任意整理	50万円以上
(2) 非事案者の任意整理	20万円以上
報酬金	イ 事件が清算により終了したとき
(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当金額 （債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額、以下同じ）につき	
・ 600万円以下の場合	15%
・ 500万円を超え1000万円以下の場合	10% + 25万円
・ 1000万円を超え5000万円以下の場合	8% + 45万円
・ 5000万円を超え1億円以下の場合	6% + 145万円
・ 1億円以上の場合	5% + 245万円
(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当金額につき	
・ 500万円以下の場合	3%
・ 500万円を超え1億円以下の場合	2% + 30万円
・ 1億円以上の場合	1% + 150万円
ロ	事件が債務の消滅、履行期限の猶予又は企業組織等により終了したときは、 イ の報酬に準ずる。
ハ	事件の処理について裁判上の手続を要したときは、 イ 、 ロ に定めるほか、非応の報酬金を受けることができる。

III 刑事事件

1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審を いう。以下同じ)の 事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
	報酬金	起訴前 不起訴	20万円から50万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
		求刑命令	上記の額を超えない額
	起訴後	刑の執行 猶予	20万円から30万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。
求刑された 刑が軽減さ れた場合		上記の額を超えない額	

2 起訴前及び起訴後の 1以外の事件及び再審 事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が1の着手金と連続する形で「最低額」を定める。	
	報酬金	起訴前 不起訴	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が1の報酬金と連続する形で「最低額」を定める。
		略式命令	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が1の報酬金と連続する形で「最低額」を定める。
	起訴後	無罪	50万円を最低額とする一定額以上 *この「最低額」も各弁護士会が定める。
		刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
検察官上訴が棄却された場合		20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。	
3 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。	
	報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。	
4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。	
5 告訴・告発・検察審査会の中立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき 10万円以上	
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。	

IV 少年事件

1 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
2 抗告・再抗告及び保護処分取消	報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 *この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。
		その他	20万円から50万円の範囲内の額 *この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。

V 時間制による場合

上記の基準によらないで時間制による場合、1時間につき1万円以上の額に事件処理に要した時間を乗じた額

VI 実費

以上の弁護士報酬の外、印刷代、保释金、下納金、交通通信費、宿泊費等事件等を処理するため必要な費用は、その実費を依頼者が負担する。この費用は、原則により、あらかじめ依頼者から預かることができる。